

令和5年度下請取引等実態調査 調査票

現時点で既に建設業を廃業等した方へ

現時点で建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併されたなど）している場合は、下記の項目にチェック（☑）したうえで、調査票を必ず返信下さい。（次頁以降の設問に回答する必要はありません）

また、廃業届の届出をしていない場合は、許可を受けた行政庁に対して廃業届の届出を願います。

既に建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併）しているため、回答できません。

《回答を記入する前に必ずお読み下さい》

【留意事項】

- この調査は、建設業における下請取引等の適正化を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づいて実施するものですので、必ず回答して下さい。
- 送付物の内容は、①調査票、②令和5年度下請取引等実態調査 参考資料、③返信用封筒です。また、調査票は「I元請負人の立場で回答する設問」、「II下請負人の立場で回答する設問」、「III約束手形についての設問」、「IV賃金等についての設問」で構成されています。
- この調査は、令和4年7月1日から令和5年6月30日における、貴社と他の建設会社（元請業者や下請業者）との取引の状況（災害対応等の緊急工事は除く。）について、各設問の回答方法に従って最も当てはまる番号に○印を記入して回答して下さい。下請負人としてのみ取引している場合や、民間工事のみ行っている場合も調査の対象となります。
- 貴社の回答から、発注者や元請負人等に貴社が特定されるようなことはありませんので、ありのままをご回答頂きますようお願い致します。
- 調査票には、調査票の記入者を必ず記載して下さい。また、報告に当たっては代表者による回答内容の確認を行って下さい。記載にあたってはボールペンでご記入下さい。
- ご回答いただく設問は、前の設問で選んだ選択肢によって異なります。設問ごとのガイド（選択肢の後に「⇒」で表示）に従ってご回答下さい。ガイドがない場合は、次の設問にお進み下さい。
- この調査における「元請負人」「下請負人」の意味については、以下のとおりです。その他、この調査に対して不明な点がある場合には、同封している参考資料3ページ以降に掲載している「よくある質問」を参照して下さい。

通 称	発注者	元請業者	一次下請業者	二次下請業者	三次下請業者
この調査（建設業法）上での呼称		元請負人	下請負人		
			元請負人	下請負人	
				元請負人	下請負人

※下請負人に警備業務、運搬業務、資材の納入売買のみを行っている業者は含みません。

- 調査票の中には、コードを記入する箇所がありますので、参考資料2ページのコード一覧を参照してご記入下さい。
- 後日、回答内容について確認させて頂く場合がありますので、ご記入いただいた調査票のコピーを2年間保存して頂きますようお願い致します。

この調査票のみを返信用封筒に入れて 9月 8日（金）（必着）までに郵送して下さい。

○貴社の会社概要等

※記載内容に誤りがある場合は、二重線で取消し、正しい名称をご記入下さい。

会社名	
所在地 〒	
建設業の許可番号 大臣・知事	特定・一般
許可番号	第 号
調査票記入者	※氏名はフルネームで記入して下さい
TEL	() -
部署名	ふりがな 氏名
調査票の記入内容について相違ありません。	
代表者名	※押印省略 ※代表者については、契約締結に関する責任を有する者(支店長、営業部長等)でも結構です
○貴社の主な立場 (最も該当すると思われる番号1つに○印を記入して下さい。)	
1 元請業者 (発注者 (施主) から工事を請け負っている立場)	
2 一次下請業者 (元請業者から工事を請け負っている立場)	
3 二次下請業者 (一次下請業者から工事を請け負っている立場)	
4 三次以降の下請業者 (二次以降の下請業者から工事を請け負っている立場)	

I 元請負人の立場で回答する設問 ※「貴社の主な立場」に関係なく I-1 (1) から回答して下さい。

発注者 (施主) と契約関係にある元請業者だけでなく、例えば一次下請業者と二次下請業者の間の下請契約における一次下請業者のように、下請への発注があれば、その工事については「元請負人」に該当します。 (1 ページ 留意事項 7 参照)

I-1 下請負人に工事を発注したことがありますか

(1) 調査対象期間 (令和4年7月1日から令和5年6月30日) において、建設工事 (災害対応等の緊急工事は除く。以下同様) を下請負人に発注した実績はありますか。該当する番号1つに○印を記入して下さい。

1 建設工事を下請負人に発注した実績がある ⇒ I-1 (2) からご回答下さい
2 建設工事を下請負人に発注した実績がない ⇒ I-7 (1) へ (7 ページ)

(2) 貴社は1年間に概ね何社と下請取引がありますか。該当する番号1つに○印を記入して下さい。

1 10社未満	2 10社以上100社未満	3 100社以上
---------	---------------	----------

I-2 下請負人との見積りや下請代金の決定方法について教えてください

(1) 下請負人への見積り依頼はどのように行っていますか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

1 書面で依頼 (メール、FAX を含む) ⇒ I-2 (2) へ	
2 口頭で依頼 ⇒ I-2 (2) へ	3 見積り依頼を行っていない ⇒ I-3 へ (4 ページ)

(2) 下請代金は、どのように決めていますか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

1 下請負人から見積書を交付させ、下請負人と協議を行った上で決定
2 下請負人から見積書を交付させるが、自社単独で決定

(3) 下請負人に見積り依頼する際に提示している内容はどれですか。該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

1 工事内容
2 工事着手の時期及び工事完成の時期
3 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
4 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

- 5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 7 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更（例：単品スライド条項等）
- 8 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 9 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 10 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 13 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法

(4) 下請負人に依頼する見積期間は、見積内容を提示した日からどの程度の日数を設けていますか。

建設工事1件の契約予定価格①500万円未満、②500万円以上5,000万円未満、③5,000万円以上の3つのケースに分けてご回答下さい。該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

① 500万円未満

② 500万円以上5,000万円未満

③ 5,000万円以上

- 1 中1日未満
- 2 中1日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

- 1 中10日未満
- 2 中10日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

- 1 中15日未満
- 2 中15日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

(5) 調査対象期間（令和4年7月1日から令和5年6月30日）に締結した下請契約において、法定福利費を内訳明示した見積書の交付に係る下請負人への働きかけについて、該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- 1 全ての下請契約で交付するよう働きかけている ⇒ I-2 (7) へ
- 2 一部の下請契約では交付するよう働きかけている ⇒ I-2 (6) へ
- 3 働きかけていない ⇒ I-2 (6) へ

(6) 法定福利費を内訳明示した見積書の交付を働きかけていない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい（複数回答可）。※この設問中の「注文者」は、発注者（施主）又は元請負人を指します。

- 1 注文者から法定福利費を受け取っていない工事があるため
- 2 所属する建設業団体から法定福利費を内訳明示した見積書に関する取扱ルールが周知されていないため
- 3 必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため
- 4 これまでの見積と比較して高額になるため
- 5 交付するよう働きかけても、下請負人において作成することが困難であると考えため
- 6 そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない
- 7 その他（具体的に： _____）

(7) 調査対象期間（令和4年7月1日から令和5年6月30日）に締結した下請契約において、請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示することになっていきますか、該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。（参考資料P8参照）

- 1 全ての工事で明示することになっている。
- 2 一部の工事で明示することになっている。
- 3 明示することになっていない。

(8) 調査対象期間（令和4年7月1日から令和5年6月30日）に締結した下請契約において、労務費の内訳を明示した見積書の交付に係る下請負人への働きかけについて、該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- 1 全ての下請契約で交付するよう働きかけている ⇒ I-2 (10) へ
- 2 一部の下請契約では交付するよう働きかけている ⇒ I-2 (9) へ
- 3 働きかけていない ⇒ I-2 (9) へ

(9) 労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけていない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- 1 所属する建設業団体から労務費の内訳を明示した見積書に関する取扱ルールが周知されていないため
- 2 必要な労務費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため
- 3 これまでの見積と比較して高額になるため
- 4 交付するよう働きかけても、下請負人において作成することが困難であると考えため
- 5 そもそも労務費の内訳を明示した見積りを行うよう努めることを知らない
- 6 その他(具体的に: _____)

(10) 令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。そこで、調査対象期間(令和4年7月1日から令和5年6月30日)に締結した下請契約において、見積依頼をする際に下請負人が課税事業者か免税事業者か確認を行っていますか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。(参考資料P7参照)

- | | |
|------------|-------------|
| 1 確認を行っている | 2 確認を行っていない |
|------------|-------------|

I-3 下請契約の締結方法について教えてください

(1) 下請負人との契約締結の方法はどのようになっていますか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。また、**選択肢1、2、3に該当する場合、電子契約(建設業法第19条第3項に規定するものをいう。以下同じ。)**の実施の有無について該当する記号a~cに○印を記入してください。

- | |
|---|
| 1 工事ごとの請負契約書を相互に交付
(a. 全て電子契約 b. 一部電子契約 c. 全て書面契約) ⇒ I-3 (2) へ |
| 2 基本契約書に基づいた注文書・請書の交換
(a. 全て電子契約 b. 一部電子契約 c. 全て書面契約) ⇒ I-3 (2) へ |
| 3 基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換
(a. 全て電子契約 b. 一部電子契約 c. 全て書面契約) ⇒ I-3 (2) へ |
| 4 注文書・請書の交換のみ ⇒ I-4 へ |
| 5 注文書の一方的な送付 ⇒ I-4 へ |
| 6 メモ又は口頭 ⇒ I-4 へ |

(2) 下請負人との契約時に使用している約款・契約書はどれですか。該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- | |
|--|
| 1 中央建設業審議会(国土交通省)が定めている最新の建設工事標準下請契約約款 |
| 2 全国建設業協会が定めている個別工事下請契約約款・基本契約書 |
| 3 自社で独自に作成した契約約款・基本契約書等 |
| 4 その他(_____) |

(3) 下請負人との契約書(注文書・請書等も含む。)で定めている条項はどれですか。該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- | |
|--|
| 1 工事内容 |
| 2 請負代金の額 |
| 3 工事着手の時期及び工事完成の時期 |
| 4 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 |
| 5 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 |
| 6 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め |
| 7 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め |
| 8 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更(例: 単品スライド条項等) |
| 9 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| 10 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| 11 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期 |
| 12 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |

- 13 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 14 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法

(4) 下請負人との契約締結はいつ行っていますか。該当する主な番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 下請負人が工事に着手する前に契約
- 2 下請負人が工事に着手した後に契約

(5) 労働災害防止対策に要する経費について、下請負人の見積書に適正な経費が明示されているにもかかわらず、当該経費相当額を一方向的に削減し、又は当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結したことはありますか。該当する主な番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 ある
- 2 ない

I-4 下請契約の追加・変更契約について教えてください

(1) 追加工事、数量変更、資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更が生じた場合に、下請負人と追加・変更契約を行っていますか。該当する主な番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 該当の工事はあるが、追加・変更契約を行っていない ⇒ I-4 (5) へ
- 2 追加・変更契約を行っている ⇒ I-4 (2) へ
- 3 該当の工事がいないため、追加・変更契約を行っていない ⇒ I-4 (5) へ

(2) 下請負人との追加・変更契約の際に、下請負人への見積依頼はどのように行っていますか。該当する主な番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 書面で依頼 (メール、FAX を含む)
- 2 口頭で依頼
- 3 見積依頼を行っていない

(3) 下請負人との追加・変更契約締結方法はどのように行っていますか。該当する主な番号 **1** に○印を記入して下さい。また、**選択肢 1、2に該当する場合、電子契約の実施の有無について該当する記号 a~c に○印を記入してください。**

- 1 変更内容を記載した追加・変更請負契約書を相互に交付
(a. 全て電子契約 b. 一部電子契約 c. 全て書面契約) ⇒ I-4 (4) へ
- 2 変更内容を記載した追加・変更注文書及び追加・変更請書の交換
(a. 全て電子契約 b. 一部電子契約 c. 全て書面契約) ⇒ I-4 (4) へ
- 3 追加・変更注文書の一方的な送付 ⇒ I-4 (5) へ
- 4 メモ又は口頭 ⇒ I-4 (5) へ

(4) 下請負人との追加・変更契約の契約締結はいつ行っていますか。該当する主な番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に契約
- 2 下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に一定の書類 (※) を取り交わし、工事に着手した後に契約
- 3 下請負人が追加・変更対象の工事に着手した後に契約

※「一定の書類」とは、工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合、「① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容」、「② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期」、「③ 追加工事等に係る契約単価の額」の3つの事項を記載した書面を下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に取り交わし、全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく追加・変更契約の契約締結を行っていることを指します。

(5) 下請負人から資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更交渉があった際に、どのような対応を行っていますか。該当する主な番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 該当の工事はあるが、工期及び請負代金の額の変更を認めていない ⇒ I-4 (6)、(7) へ
- 2 工期及び請負代金の額の変更を認めている ⇒ I-5 へ
- 3 工期の変更は認めている (請負代金の額の変更は認めていない) ⇒ I-4 (7) へ
- 4 請負代金の額の変更は認めている (工期の変更は認めていない) ⇒ I-4 (6) へ
- 5 該当の工事がいないため、工期又は請負代金の額の変更交渉が行われない ⇒ I-5 へ

(6) 工期の変更を認めていない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- 1 予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため
- 2 発注者(施主)の予算の執行の都合のため
- 3 関連工事に影響を及ぼすため
- 4 地元や利害関係者への影響があるため
- 5 その他(具体的に:)

(7) 請負代金の額の変更を認めていない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- 1 発注者(施主)に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 2 発注者(施主)に協議を行ったが、変更契約を認めてもらえず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 3 自社の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため
- 4 その他(具体的に:)

I-5 下請代金の支払期間・方法について教えてください

(1) 資本金の額が4,000万円未満の一般建設業の許可を受けている下請負人及び許可を受けずに建設業を営む下請負人から引渡しの申し出があった日(請負契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日)に引渡しを行う旨の特約がされている場合は、その一定の日)から、下請代金の支払を行うまでの期間は次のうちどれですか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 30日以内 | 3 51日以上 |
| 2 31日以上50日以内 | 4 実績がない(貴社が特定建設業許可業者ではない場合も含む) |

(2) 貴社が、出来高払又は竣工払を受けてから下請負人に対し下請代金の支払を行うまでの期間は、次のうちどれですか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

- | | | |
|---------|---------------|----------|
| 1 2週間以内 | 2 2週間より長く1月以内 | 3 1月より長い |
|---------|---------------|----------|

(3) 下請負人に対して、下請負人との合意なく支払の保留を行ったことがありますか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

- 1 合意なく保留したことはない ⇒ I-5(6)へ
- 2 合意なく出来高払又は竣工払の1割以下の金額を保留したことがある ⇒ I-5(4)へ
- 3 合意なく出来高払又は竣工払の1割を超える金額を保留したことがある ⇒ I-5(4)へ

(4) 保留金の扱いはどのようにしていますか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 保留した月の翌月に支払っている | 3 工事完成後に支払っている |
| 2 保留した月の翌々月に支払っている | 4 工事完成後も支払っていない |

(5) 支払の保留を行う理由は何ですか。該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1 工事目的物の瑕疵を修補するため | 4 特に理由はないが、慣例となっているため |
| 2 発注者から予定どおりの支払がなされなかったため | 5 その他(具体的に:) |
| 3 自社の資金繰りが悪化するのを避けるため | [] |

(6) 下請負人に対する支払手段は次のうちどれですか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

- 1 全額現金で支払っている ⇒ I-5(9)へ
- 2 少なくとも労務費相当分は現金で支払い、残りは手形で支払っている ⇒ I-5(7)へ
- 3 労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払っている ⇒ I-5(7)へ
- 4 自社で決めている割合で現金と手形を併用しており、労務費相当分を現金で支払っているかは把握していない ⇒ I-5(7)へ
- 5 全額手形で支払っている ⇒ I-5(7)へ
- 6 一括決済方式・電子記録債権を活用している ⇒ I-5(9)へ

(7) 最長の手形期間をお答え下さい。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 60日以内 | 3 91日以上120日以内 |
| 2 61日以上90日以内 | 4 121日以上 |

(8) 手形を現金化する際の割引料等のコスト負担について、下請負人の負担とすることがないよう、下請負人と協議していますか。該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- | | |
|----------|-----------|
| 1 協議している | 2 協議していない |
|----------|-----------|

(9) 下請代金の支払に際して、下請工事の施工又は支払に伴い発生する諸費用を下請代金から差し引いたことがありますか。該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。※諸費用とは、振込手数料、建設副産物（建設廃棄物及び建設発生土）の処理費用等、現場事務所に係る費用（光熱費、エレベータ使用料、清掃費用等）、会費（安全協会費、災害防止協議会費等）、保険料（瑕疵担保保険等）、建設キャリアアップシステムのカードリーダー設置費用及び現場利用料などを指します。

- | |
|---|
| 1 差し引いたことはない |
| 2 差し引く内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示し、下請負人との協議、合意のうえ差し引いたことがある |
| 3 差し引く内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示しないが、下請負人と協議、合意のうえ差し引いたことがある |
| 4 下請負人との協議を行わずに、一方的に差し引いたことがある |

I-6 帳簿の作成状況について教えてください

(1) 営業所ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を備え付けていますか。該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- | |
|-----------------------------|
| 1 全ての営業所において帳簿を備え付けている |
| 2 一部又は全ての営業所において帳簿を備え付けていない |

I-7 発注者（施主）から直接建設工事を受注したことがありますか

(1) 調査対象期間（令和4年7月1日から令和5年6月30日）において、元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績はありますか。該当する番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- | |
|--|
| 1 元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績がある ⇒ I-8からご回答下さい |
| 2 元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績がない ⇒ IIへ（9ページ） |

【ここから9ページ IIまでは、元請負人として発注者（施主）から直接請け負った建設工事についてお答え下さい】

I-8 民間工事の施工体制台帳・施工体系図の作成方法について教えてください

(1) 民間工事について、貴社が発注者（施主）から直接請け負った建設工事において、下請契約の請負代金の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合に施工体制台帳を作成していますか。該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- | |
|---|
| 1 施工体制台帳を作成し、発注者（施主）の請求があったときは、閲覧に供している |
| 2 施工体制台帳を作成しているが、発注者（施主）の請求があったとしても、閲覧に供していない |
| 3 施工体制台帳を作成していない |
| 4 当該建設工事の実績がない |

(2) 民間工事について、施工体制台帳を作成する場合、施工体制台帳にはどの書類を添付していますか。該当する番号に○印を記入して下さい。（複数回答可）

- | |
|--|
| 1 発注者（施主）との契約書の写し |
| 2 下請負人との契約書の写し |
| 3 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面、又はその写し（専任を求められている場合には、監理技術者資格者証の写しに限る） |
| 4 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面、又はその写し |
| 5 何も添付していない |
| 6 当該建設工事の実績がない |

(3) 民間工事について、貴社が発注者（施主）から直接請け負った建設工事において、下請契約の請負代金の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合に施工体系図を作成していますか。該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

(3) 不適正な取引を要求した発注者（施主）について、該当がありましたら代表的な事例の詳細情報を以下の回答欄にお答え下さい。貴社の回答によって、発注者（施主）から貴社が特定されるようなことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願い致します。

発注者（施主）名	発注者コード <small>(参考資料 p2 表 4 参照)</small>	<input type="text"/> <input type="text"/>
工事件名	工事種類コード <small>(参考資料 p2 表 3 参照)</small>	<input type="text"/> <input type="text"/>
工期 ※既に工期が終了しているものについては最終の工期を、施工中のものについては記入時現在の工期を記入下さい。 年 月 日 ~ 年 月 日		
請負金額 ※右詰めで記入下さい	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円	
不適正な取引の内容（該当する項目に全て○印を記入して下さい）		
<ul style="list-style-type: none"> 1 見積依頼がなく契約に至った、若しくは見積依頼があったが、見積を全く考慮されずに契約に至った 2 契約締結時に指値され、やむを得ず契約に至った 3 著しく短いと疑われる工期の設定がされたため、工期変更を主張したが認められず、やむを得ず契約に至った 4 契約の締結が工事着手後であった 5 発注者側の設計図面の不備・不明確、設計積算ミスにより想定外の負担を強いられた 6 資材等価格の高騰などによる、追加・変更工事の発生、工期の延長、請負代金の額の変更が必要だったにもかかわらず、追加・変更契約の締結を拒否された 7 請負代金の不払いがあった 8 代金支払の遅延があった 9 請負代金の消費税相当額の転嫁が認められなかった 10 発注者による理不尽な要求や地位の不当利用があった 11 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、契約締結・請負代金の支払等においてしわ寄せを受けた（具体的内容を以下にご記入下さい） 		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 12 その他（具体的内容を以下にご記入下さい） </div>		

II 下請負人の立場で回答する設問

II-1 下請工事を受注したことがありますか

(1) 調査対象期間（令和4年7月1日から令和5年6月30日）において、下請負人（1ページ 留意事項7参照）として建設工事を受注した実績はありますか。該当する番号 1 に○印を記入して下さい。

- | |
|---|
| 1 下請負人として建設工事を受注した実績がある ⇒ II-1 (2) からご回答下さい |
| 2 下請負人として建設工事を受注した実績がない ⇒ IIIへ (14ページ) |

(2) 下請工事において、契約の締結時に元請負人から指値され、合意を得ることなく契約に至った等、元請負人からしわ寄せを受けたことはありますか。該当する番号 1 に○印を記入して下さい。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 ある ⇒ II-2へ | 2 ない ⇒ II-3へ (11ページ) |
|--------------|----------------------|

II-2 個別工事の概要

(1) この設問は、貴社が請け負った下請工事において、元請負人からしわ寄せを受けたことがありましたら代表的な工事の詳細情報を以下の回答欄にお答え下さい。元請負人等に貴社が特定されるようなことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願い致します。

しわ寄せをした元請負人の会社名及び事業所名

しわ寄せをした元請負人の所在地 ※当該工事についてしわ寄せをした元請負人の営業所の所在地を記入して下さい

〒 都道府県 市区町村

しわ寄せをした元請負人の建設業の許可番号

大臣・知事コード 特定・一般コード 許可番号

第 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 号

(参考資料p2表1参照) (参考資料p2表2参照)

記入例 許可番号が“第101号”の場合 ※右詰めにし、空欄には0を記入 第 0 0 0 0 0 1 0 1 号

工事件名 工事種類コード [] [] (参考資料 p2 表 3 参照)

工期 ※既に工期が終了しているものについては最終の工期を、施工中のものについては記入時現在の工期を記入下さい。

年 月 日 ~ 年 月 日

貴社の工事請負金額 ※右詰めで記入下さい [] [] [] , [] [] [] , [] [] [] , [] [] [] 円

(貴社の工事見積金額 円)

貴社の工事概要

当該工事における貴社の立場 : 次下請として工事を受注 (下請の次数をご記入下さい)

発注者(施主)名 発注者コード [] [] (参考資料 p2 表 4 参照) 元請業者名(発注者(施主)から直接請け負った者)

元請業者(発注者(施主)から直接請け負った者)の建設業の許可番号

大臣・知事コード [] [] 特定・一般コード [] 許可番号 第 [] [] [] [] [] [] [] [] 号

(参考資料p2表1参照) (参考資料p2表2参照)

(※公共工事の場合のみ回答) 低入札価格調査制度対象工事(以下、「低入札対象工事」という。)か否か (いずれかに○を記入して下さい。)

1. 低入札対象工事である 2. 低入札対象工事ではない 3. 不明

当該工事について、建設業法令違反又は違反のおそれがあると思われる行為にはどのようなものがありましたか。

該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- 1 見積依頼がなく契約に至った、若しくは見積依頼があつたが、見積を全く考慮されずに契約に至った
- 2 下請契約の締結時に元請負人から指値され、やむを得ず契約に至った
- 3 著しく短いと疑われる工期の設定がされたため、工期変更を主張したが認められず、やむを得ず契約に至った
- 4 書面による契約の締結を拒否された
- 5 下請契約の締結が工事着手後であった
- 6 資材等価格の高騰などによる、追加・変更工事の発生、工期の延長、請負代金の額の変更が必要だったにもかかわらず、追加・変更契約の締結を拒否された
- 7 120日を超える手形を交付された
- 8 下請代金受取時に不当に支払の保留をされた
- 9 下請代金受取時に、貴社と合意することなく赤伝処理をされた
- 10 労働災害防止対策に要する経費について、適正に見積を行い元請に交付したにもかかわらず、その支払いが認められなかった
- 11 下請代金の消費税相当額の転嫁が認められなかった
- 12 貴社の責任ではないにもかかわらず、元請負人からやり直し工事を強いられ、その費用を一方的に負担させられた
- 13 工事代金を一部もしくは全く支払ってもらえなかった
- 14 元請負人の法令違反行為を行政庁に通報したことが原因で不利益な取扱いを受けた
- 15 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、契約締結・請負代金の支払等においてしわ寄せを受けた(具体的内容を以下にご記入下さい)

16 その他（具体的内容を以下にご記入下さい）

()

当該工事における建設業法令違反又は違反のおそれがあると思われる行為について、追記等があればご記入下さい


Ⅱ-3 駆け込みホットラインと建設業取引適正化センターについて

(1) 国土交通省では、建設業法違反通報窓口として「駆け込みホットライン」を、建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口として「建設業取引適正化センター」を開設しておりますが、これらの通報・相談窓口を知っていますか。該当する番号 **1つ** に○印を記入して下さい。また、知っている場合にはそのきっかけを、該当する記号 (a~g) から選択して○印を記入して下さい。(複数回答可)

(A) 駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）

1 知っている

(何で知りましたか。 a. 新聞（業界紙） b. 所属団体からの通知 c. 業界機関誌
d. 同僚 e. チラシを見た f. 国土交通省ホームページ
g. 国・都道府県等の講習会 h. その他（ ）)




2 知らない

(B) 建設業取引適正化センター（建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口）

1 知っている

(何で知りましたか。 a. 新聞（業界紙） b. 所属団体からの通知 c. 業界機関誌
d. 同僚 e. チラシを見た f. 国土交通省ホームページ
g. 国・都道府県等の講習会 h. その他（ ）)



2 知らない

Ⅱ-4 法定福利費を内訳明示した見積書について

(1) 調査対象期間（令和4年7月1日から令和5年6月30日）に締結した下請契約における、法定福利費を内訳明示した見積書を元請負人へ交付していますか、該当する番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- 1 全ての工事で交付している ⇒ Ⅱ-4 (3) へ
2 一部の工事で交付している ⇒ Ⅱ-4 (2)、Ⅱ-4 (3) へ
3 交付していない ⇒ Ⅱ-4 (2) へ（Ⅱ-4 (3) は回答不要）

(2) 法定福利費を内訳明示した見積書を交付していない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可) ※この設問中の「注文者」は、元請負人を指します。

- 1 受注競争上不利になると考えたため
2 注文者が交付を求めてこなかったため
3 注文者が総額しか見ないなど、交付しても意味がないと考えたため
4 同業者が交付していないため
5 法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法がわからないため
6 そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない
7 その他（具体的に：)

(3) 法定福利費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- 1 内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった
2 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった
3 内訳明示した法定福利費の一部のみ減額して支払われる契約となった
4 法定福利費の一部を含めて減額された契約となった
5 法定福利費の請求は認められない契約となった
6 その他（具体的に：)

II-5 法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書について

(1) 調査対象期間(令和4年7月1日から令和5年6月30日)に締結した下請契約において、請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示することになっていませんか、該当する番号1つに○印を記入して下さい。

- 1 全ての工事で明示することになっている
- 2 一部の工事で明示することになっている
- 3 明示することになっていない

II-6 労務費の内訳を明示した見積書について

(1) 調査対象期間(令和4年7月1日から令和5年6月30日)に締結した下請契約における、労務費の内訳を明示した見積書を元請負人へ交付していませんか、該当する番号1つに○印を記入して下さい。

- 1 全ての工事で交付している ⇒ II-6(2)へ
- 2 一部の工事で交付している ⇒ II-6(2)へ
- 3 交付していない ⇒ II-7へ(II-6(2)は回答不要)

(2) 労務費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- 1 内訳で明示した労務費を含む見積金額全額が支払われる契約となった
- 2 見積総額は減額されたが労務費は減額されない契約となった
- 3 内訳で明示した労務費の一部のみ減額して支払われる契約となった
- 4 労務費の一部を含めて減額された契約となった
- 5 その他(具体的に:)

II-7 賃金の変動に基づく請負代金の変更について

(1) 今までに、設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、元請負人との請負代金の変更交渉を行ったことはありますか。該当する番号1つに○印を記入して下さい。

- 1 交渉を行ったことがあり、契約変更したことがある ⇒ II-8へ
- 2 交渉を行ったことはあるが、契約変更は認められなかった ⇒ II-8へ
- 3 交渉を行ったことはない ⇒ II-7(2)へ

(2) 元請負人との請負代金の変更交渉を行ったことがない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- 1 元請負人が設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、発注者(施主)と契約変更を行っているかどうか把握していないため
- 2 受注者の立場では、元請負人に対し、契約変更を求めづらいため
- 3 契約変更を求めても元請負人が応じない考えるため
- 4 既に反映されていたため
- 5 その他(具体的に:)

II-8 工期について

(1) 工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会)を知っていますか、該当する番号1つに○印を記入して下さい。(参考資料P8参照)

- 1 知っている
- 2 知らない



(2) 調査対象期間(令和4年7月1日から令和5年6月30日)に締結した下請契約において、工期に関する基準を参照する等して、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を元請負人へ交付していませんか、該当する番号1つに○印を記入して下さい。

- 1 交付している ⇒ II-8(3)へ
- 2 交付していない ⇒ II-8(5)へ

(3) 工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付する際、資材の納期の長期化が見られる場合には、納期を考慮した工期の設定を行っていますか（元請負人に納期の長期化を説明しているか。）、該当する番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 考慮（説明）している
- 2 考慮（説明）していない
- 3 納期の長期化が見られる工事がないため、考慮（説明）する必要がない

(4) 工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号に○印を記入して下さい。（複数回答可）

- 1 明示した日数での工期の契約となった
- 2 明示した日数より短い工期となったが、やむを得ず契約を行った
- 3 明示した日数より短い工期となり、受注した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期の契約となった

(5) 今までに、下請契約に定められた期限内に、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した際、元請負人との工期の変更交渉を行ったことがありますか、該当する番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 交渉を行ったことがある ⇒ II-8 (6) へ
- 2 交渉を行ったことはない ⇒ II-8 (4) で3と回答した場合II-8 (7)、それ以外はII-9 (1) へ
- 3 工期の変更交渉する工事がなく、交渉する必要がない ⇒ II-9 (1) へ

(6) 工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応について、該当する番号に○印を記入して下さい。（複数回答可）

- 1 工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された
- 2 工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った
- 3 工期の変更は認められたが、施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期に変更された
- 4 工期の変更は認められなかった

(7) II-8 (4) で3、(6) で3または4を選んだ場合にご回答ください。当初契約または変更契約において、工期の変更が認められなかった理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。（複数回答可）※この設問中の「注文者」は、元請負人を指します。

- 1 予め決められた（発表された）供用時期等を変更できないため
- 2 注文者の予算の執行の都合のため
- 3 関連工事に影響を及ぼすため
- 4 地元や利害関係者への影響があるため
- 5 注文者が認めない姿勢をとっていたため
- 6 その他（具体的に： _____）

II-9 資材等価格の高騰による請負代金の額について

(1) 調査対象期間（令和4年7月1日から令和5年6月30日）に締結した下請契約において、資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を元請負人へ交付していますか（元請負人に価格高騰の説明をしているか。）、該当する番号 **1** に○印を記入して下さい。

- 1 交付（説明）している ⇒ II-9 (2) へ
- 2 交付（説明）していない ⇒ II-9 (3) へ
- 3 価格高騰に影響される工事がなく、考慮（説明）する必要がない ⇒ II-9 (3) へ

(2) 資材等価格の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号に○印を記入して下さい。（複数回答可）

- 1 明示した価格での契約となった
- 2 明示した価格より低い価格になったが、不当に低い価格ではなかったため、契約を行った
- 3 明示した価格より低い価格となり、不当に低いと疑われる価格となったが、やむを得ず契約を行った

(3) 元請負人との契約書（注文書・請書等も含む。）に、価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めはありますか。また、元請負人との価格の変更交渉を行ったことがありますか、該当する番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- 1 定めがあり、交渉を行ったことがある ⇒ **Ⅱ-9 (4) へ**
- 2 定めはあるが、交渉を行ったことはない ⇒ **Ⅲへ**
- 3 定めはないが、交渉を行ったことがある ⇒ **Ⅱ-9 (4) へ**
- 4 定めがなく、交渉を行ったことはない ⇒ **Ⅲへ**
- 5 価格高騰に影響される工事がなく、交渉する必要がない ⇒ **Ⅲへ**

(4) 契約後の資材等価格の高騰といった状況変化により、価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応について、**該当する番号**に○印を記入して下さい。（複数回答可）

- 1 価格の変更を認められた ⇒ **Ⅱ-9 (2) で3と回答した場合Ⅱ-9 (5)、それ以外は Ⅲへ**
- 2 価格の変更を認められたが、不当に低いと疑われる価格での変更となった ⇒ **Ⅱ-9 (5) へ**
- 3 価格の変更は認められなかった ⇒ **Ⅱ-9 (5) へ**

(5) **Ⅱ-9 (2) で3、(4) で2または3を選んだ場合にご回答ください。**当初契約または変更契約において、価格の変更が認められなかった理由について、**該当する番号**に○印を記入して下さい。（複数回答可）

- 1 元請負人が発注者（施主）に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に伝えられないため
- 2 元請負人が発注者（施主）に協議を行ったが、受発注間で変更契約がされず、下請負人の変更交渉に伝えられないため
- 3 元請負人の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため
- 4 元請負人から資材が提供されたため
- 5 その他（具体的に： _____）

Ⅲ 約束手形についての設問 **（下請代金を手形により支払っている場合のみご回答下さい）**

Ⅲ-1 手形期間を短縮する場合の影響について教えてください

(1) 令和3年3月31日付け「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日 20210322 中庁第2号・公取企第25号）の要請に基づき、手形期間については、60日以内とすることとされていますが、貴社の現状・予定について、該当する番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- 1 既に60日以内としている ⇒ **Ⅲ-2 へ**
- 2 今後60日以内とする予定（検討中も含む） ⇒ **Ⅲ-2 へ**
- 3 60日以内とする予定はない ⇒ **Ⅲ-1 (2) へ**

(2) 手形期間を60日以内とする予定がない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。（複数回答可）

- 1 借入金の増加等、資金繰りに影響があるため
- 2 発注者（施主）からの支払条件が改善される見込みがないため
- 3 特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため
- 4 その他（具体的に： _____）

Ⅲ-2 電子記録債権（手形の電子化）の導入状況について教えてください

(1) 手形期間の短縮と合わせて、令和8年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進するとされていること（「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定））から、振込払い及び電子記録債権への移行等の取り組みを進めていくことが重要となっていますが、電子記録債権の導入状況について該当する番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- 1 既に導入済みである ⇒ **Ⅳへ**
- 2 今後導入する予定である（検討中も含む） ⇒ **Ⅳへ**
- 3 導入する予定はない ⇒ **Ⅲ-2 (2) へ**

(2) 電子記録債権を導入する予定がない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。（複数回答可）

- 1 取引先が利用していないため
- 2 メリットを感じないため
- 3 導入に費用がかかるため
- 4 その他（具体的に： _____）

IV 賃金等についての設問 (自社にて技能労働者※を雇用している場合のみご回答下さい)

※技能労働者とは、専門的な技能を有し、工事現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、とび工、鉄筋工、運転手(特殊)、型わく工、大工、左官、電工、配管工、土木一般世話役、特殊作業員等があります。なお、現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者(下請企業の主任技術者も含む)等)は技能労働者へ含みません。

IV-1 請負契約額について教えてください

- (1) 受注額について、令和4年7月(約1年前)以降、人件費上昇の影響により、発注者(施主)又は元請負人との1工事当たりの請負契約額は増減しましたか。該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可) また、その工事の種類別について該当する記号(a~c) 1つに○印を記入して下さい。

- | | |
|---|--|
| 1 | 増額した (a. 公共工事・民間工事とも b. 公共工事のみ c. 民間工事のみ) |
| 2 | 減額した (a. 公共工事・民間工事とも b. 公共工事のみ c. 民間工事のみ) |
| 3 | 変わらない (a. 公共工事・民間工事とも b. 公共工事のみ c. 民間工事のみ) |
| 4 | 建設工事を受注した実績がない ⇒ IV-2へ |
| 5 | その他(具体的に: _____) |

- (2) 発注額について、令和4年7月(約1年前)以降、人件費上昇の影響により、下請負人との1工事当たりの請負契約額を増減させましたか(元請負人の立場でお答え下さい)。該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可) また、該当する記号(a~c) 1つに○印を記入して下さい。

- | | |
|---|--|
| 1 | 増額させた (a. 公共工事・民間工事とも b. 公共工事のみ c. 民間工事のみ) |
| 2 | 減額させた (a. 公共工事・民間工事とも b. 公共工事のみ c. 民間工事のみ) |
| 3 | 変わらない (a. 公共工事・民間工事とも b. 公共工事のみ c. 民間工事のみ) |
| 4 | 元請負人として下請負人との取引実績がなかった |
| 5 | その他(具体的に: _____) |

IV-2 技能労働者への賃金支払状況について教えてください

- (1) 令和4年7月(約1年前)以降、雇用している技能労働者の賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定がありますか。該当する番号1つに○印を記入して下さい。

- | | |
|---|--|
| 1 | 基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた(引き上げる予定を含む) ⇒IV-2 (2)、(3)へ |
| 2 | ボーナスや一時金など、不定期の給与を引き上げた(引き上げる予定を含む) ⇒IV-2 (2)、(3)へ |
| 3 | 1および2の給与をいずれも引き上げた(引き上げる予定を含む) ⇒IV-2 (2)、(3)へ |
| 4 | その他の給与を引き上げた(引き上げる予定を含む) ⇒IV-2 (2)、(3)へ
(増額した具体的な給与名: _____) |
| 5 | 賃金水準を引き上げておらず、今後も引き上げる予定はない ⇒IV-2 (3)、(4)へ |
| 6 | 賃金水準を引き下げた(引き下げる予定を含む) ⇒IV-2 (3)、(4)へ |

- (2) 令和4年7月(約1年前)以降、賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定である理由を教えてください。該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- | | |
|---|---|
| 1 | 公共工事設計労務単価が上昇したため |
| 2 | 所属建設業者団体等の要請を受けたため |
| 3 | 発注者(施主)や元請負人と、賃金上昇を見込んだ契約ができたため |
| 4 | 受注量が増えるなど、業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため |
| 5 | 労働者からの賃上げ交渉を受けたため |
| 6 | 周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため |
| 7 | 技能労働者の技能と経験に応じて給与を引き上げ(建設キャリアアップシステムの活用など)、技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため |
| 8 | 若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため |
| 9 | その他(具体的に: _____) |

- (3) 国土交通省では令和5年3月に公共工事設計労務単価を引き上げましたが、貴社が雇用する技能労働者への賃金水準の設定において、公共工事設計労務単価を参考にしていますか。該当する番号1つに○印を記入して下さい。また1, 2を選択した場合にはその対象工事について、該当する記号(a~c) から1つ選択して○印を記入して下さい。

※ 公共工事設計労務単価は、技能労働者の所定労働時間8時間当たりの賃金相当額（社会保険料の個人負担分を含む）であり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていません。

- 1 工事の場所、技能労働者の職種に対応した単価をそのまま使用している
(a. 公共工事・民間工事とも b. 公共工事のみ c. 民間工事のみ)
- 2 単価をそのまま使用しないが、単価の変動等の動向を賃金に反映させている
(a. 公共工事・民間工事とも b. 公共工事のみ c. 民間工事のみ)
- 3 参考にしていない

(4) 令和4年7月(約1年前)以降、賃金水準を引き上げない理由について、該当する番号に○印を記入して下さい。
(複数回答可) ※IV-2(1)で1~4を選択した場合は回答不要です。

- 1 公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉したが認められず、賃金引き上げの費用が捻出できない
- 2 公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない(過去に交渉したが認められなかったため交渉していない)
- 3 公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない(過去にも交渉したことがない)
- 4 民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉したが認められず、賃金引き上げの費用が捻出できない
- 5 民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない。過去に交渉したが認められなかったため交渉していない)
- 6 民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない(過去にも交渉したことがない)
- 7 受注者の立場では発注者や元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらい
- 8 赤字補填、運転資金や建設機械の購入など他の用途に充当する必要がある
- 9 他社との競争上賃金にコストをかけられない
- 10 経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない
- 11 既に相場よりも高い水準の賃金を支払っている
- 12 社会保険の加入に必要な費用(事業主負担分)に充当したい
- 13 その他(具体的に:)

IV-3 休暇形態について教えてください

(1) 貴社が雇用する技能労働者に対して、どのような休暇形態を採用していますか。該当する主な番号 **1つ** に○印を記入して下さい。

- | | | | | | | | | | | | |
|---|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|--------|
| 1 | 4週8休 | 2 | 4週7休 | 3 | 4週6休 | 4 | 4週5休 | 5 | 4週4休 | 6 | 4週3休以下 |
|---|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|--------|

IV-4 建設キャリアアップシステムへの登録(申請)状況について教えてください

(1) 建設キャリアアップシステムは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、若い技能者にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じた給与を引き上げ、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させること等を目的としております。この建設キャリアアップシステムの登録(申請)状況について、該当する番号に○印を記入して下さい。**(複数回答可)**

- 1 建設キャリアアップシステムに事業者登録している(現在申請中も含む)
- 2 建設キャリアアップシステムに技能者登録している【雇用する技能労働者の 割程度】(現在申請中も含む)
- 3 今後、登録を検討している
- 4 登録するつもりはない

メモ欄(その他、下請取引や賃金等についてご意見等がありましたらご記入下さい。)